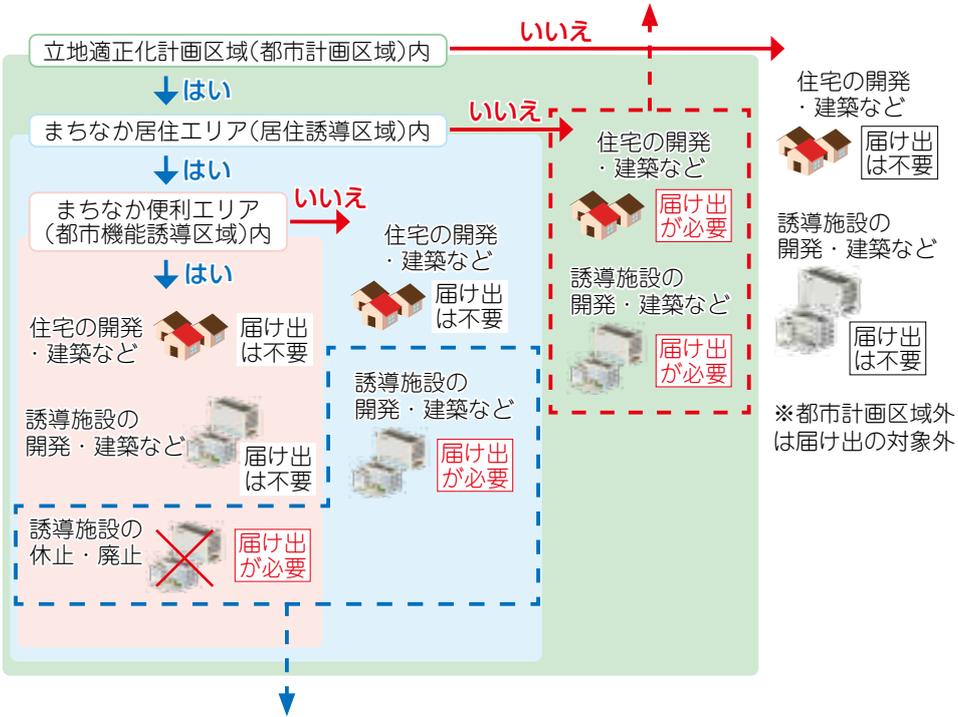


まちなか居住エリアの公表にともない、「都市計画区域内で、まちなか居住エリア以外」に一定規模以上の住宅を整備する場合には、工事に着手する30日前までに市へ届け出をする必要があります。また、「都市計画区域内で、まちなか便利エリア以外」で誘導施設を整備する場合や、「まちなか便利エリア内」で誘導施設を休止・廃止する場合も、これまでどおり届け出が必要です。

届け出の対象となる行為は左下の図のとおりです。これらの行為を行おうとする場合は、事前に都市整備課へ相談してください。詳しくは市ウェブサイトでもご覧いただけます。



- 届け出が必要な行為(令和4年3月31日以降)**
- 「都市計画区域の中で、まちなか居住エリア以外」で次のいずれかの行為を行おうとする場合、工事着手の30日前までに市へ届け出をすることが義務づけられます。
- 開発行為**
 - 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - 1戸、または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの
 - 建築等行為**
 - 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - 建築物の改築、または建築物の用途の変更をして3戸以上の住宅とする場合



- これまでどおり届け出が必要です**
- ① 「都市計画区域の中で、まちなか便利エリア以外」での次のいずれかの行為
 - 開発行為** ○ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
 - 建築等行為** ○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
○ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
○ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
 - ② まちなか便利エリア内での誘導施設の休止・廃止

- 誘導施設** ○ 認定こども園 ○ 福祉施設 ○ 図書館
○ 大型商業施設(総面積1000㎡以上) ○ 観光交流施設 ○ 博物館